取引部長，取引企画課 ←― 消取課
（課長・岩・松・総括）

（新聞協作成 記録用メモ ）

[redacted]中央協委員長が７月２１日，公取委・上杉取引部長に７月度中央協の審議結果を報告，懇談した際，上杉部長から以下の発言があった。

1　公取委モニター調査について

規約の実施状況について，今年も公取委はモニター調査を実施する予定。昨年の調査時点は，景品告示が先行し，規約改正前の時期だったので，今後周知徹底されていけば，規約が遵守されるようになることが期待されるとのコメントを付して公表したが，今回はそのいいわけは通用しない。今回の調査の結果も相変わらずよくないとなると，当方としてもより厳しいコメントを付さざるを得ず，昨年より影響が大きくなると考えてほしい。この点，中央協でも真剣に考えてほしい。

昨年は，規約を守らないと再販議論に響くとの議論が業界内でもみられたが，公取委としてもそういわざるを得なくなるかもしれない。モニター調査の結果が重要になってくるが，業界でも計４千人のモニター調査を実施したようだから，その結果には当方でも配慮するつもりである。

公取委としては，協議会内できちんと処理される限り，Ａ社がどうとかＢ社がどうだとかはあまり重要ではないと思っている。規約が守られている状況にあるかどうかに関心がある。

2　無代紙について

無代紙については，どのような場合が景品類に該当するかペンディングの状態に置いてきたが，もうそろそろけじめを付けなければならないと考えている。今後は「３か月契約すれば１か月無料にする」というのは値引きとして扱うので，その旨了知されたい。

同一紙を提供する場合，すべてが景品類にならないわけではない。使われ方によっては景品類になる場合もあるが，業界から具体的な事例が示されないまま，いつまでもペンディングにしておくわけにはいかない。

また，改正特殊指定が９月から施行される[redacted]

現在，値引きとしての無代紙は景品告示の外にあり，また，特殊指定違反とするには公正競争を阻害するようなものであることが必要である[redacted]

3　地域の申合せについて

また，地域で無代紙や試読紙の提供を行わないなどの申合せを行えば，独占禁止法上問題である。注意喚起してほしい。